

II 県及び所在市町村と原子力事業所 との協定書

住友金属鉱山株式会社 材料事業本部 材料第三事業部触媒・建材統括部技術センター
積水メディカル株式会社 薬物動態研究所
東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター
日揮株式会社 技術研究所
三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所
日本照射サービス株式会社 東海センター

原子力施設周辺の安全確保及び 環境保全に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）、「所在市町村名」（以下「乙」という。）及び「原子力事業者名」（以下「丙」という。）は、丙の「事業所名又は研究所名」に関し、原子力の研究開発及び利用に供する施設（以下「原子力施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定する。

（安全確保の責務）

- 第1条 甲、乙、及び丙は、原子力施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。
- 2 丙は、原子力施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

- 第2条 丙は、自己の原子力施設から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物中の放射性物質を法令の定める限度以下に抑えることはもとより、その濃度及び量についてできる限り低くするため、別に定める値を管理の目標値として原子力施設の運転等を行うものとする。
- 2 丙は、前項の放射性物質の濃度及び量を低減するため、必要な技術開発を促進するなど適切な措置を積極的に講ずるものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

- 第3条 丙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物その他の放射性物質の保管及び管理にあたっては、法令等に定めるところによるほか安全確保に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減及び減容に努めるものとする。

(公害の防止及び環境保全)

第4条 丙は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の生活環境を保全するため敷地内の緑化等必要な対策を講ずるものとする。

(新增設等に対する事前了解)

第5条 丙は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(廃止措置計画)

第5条の2 丙は、原子力施設の廃止措置を講じようとするときは、当該廃止措置に関する計画について、甲及び乙の同意を得るものとする。廃止措置に関する計画を変更するときも同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(監視体制の強化)

第6条 丙は、放射性廃棄物の放出状況等について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行うとともに、その結果を記録するものとする。

(委託企業等の指導)

第7条 丙は、自己の原子力施設の運転等に関する業務を委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行い、受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

(防災対策)

第8条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(自主規制)

第9条 丙は、自己の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは、原子力施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

(安全上の措置)

第10条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、丙に対し原子力施設の運転等の停止、運転等の方法の改善等安全確保のための措置を求めることができる。

(1) 第12条第1項に規定する立入調査の結果、地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(2) 丙の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について甲及び乙に報告するものとする。

3 丙は、第1項の求めにより運転等を停止した原子力施設について、運転等を再開しようとするときは、事前に甲及び乙と協議するものとする。

(損害の補償)

第11条 丙は、自己の原子力施設の運転等に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

2 丙は、自己の原子力施設の運転等に起因して生じたと思われる損害が発生した場合において、その損害の発生原因が丙に帰するものであるかどうか争いがあるときは、甲及び乙の共同調査の結果を尊重して解決するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第12条 甲又は乙は、原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる職員等に丙の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員

(2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める者

2 丙は、前項の立入調査に協力するものとする。

(立入調査の同行)

第13条 乙は、前条第1項の立入調査をさせる場合において、丙の原子力施設の運転等に起因して周辺地域の生活環境に著しい影響があったとき若しくはそのおそれがあるとき又は地域住民の健康に影響があったとき若しくはそのおそれがあるときは、乙の指名する当該市町村の住民を同行させることができる。

(保安関係の規程の遵守)

第14条 前2条の規定により丙の施設に立ち入る者及びその同行者は、安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。

(定期的な報告等)

第15条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、毎年度当初に報告するものとする。

(1) 年間主要事業の計画

(2) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画

(3) 放射線業務従事者の放射線被ばく状況

2 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、四半期ごとに報告するものとする。

(1) 原子力施設の運転等の状況

(2) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送状況

(3) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

(随時の報告)

第16条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

(1) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送を計画したとき又はその計画を変更したとき。

- (2) 原子力施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。
- (3) 原子力施設の新增設等工事を完了したとき。
- (4) 原子力施設を変更しようとするとき。(第5条の規定が適用される場合を除く。)
- (5) 原子力施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。
- (6) 報道機関に対し、特別に広報又は公表をするとき。
- (7) 原子力施設の定期的な評価を実施し、国に報告したとき。
- (8) 原子力施設を廃止したとき。
- (9) その他必要な事項

(事故・故障等の連絡等)

第17条 丙は、自己の原子力施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲及び乙に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
- (4) 事業所敷地内において火災があったとき。
- (5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 丙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲及び乙に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲及び乙は、必要があると認めるときは、丙に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、丙は、甲及び乙に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

(監視委員会の意向の尊重)

第18条 丙は、茨城県東海地区環境放射線監視委員会がその所掌事務として行った次の事項を尊重するものとする。

- (1) 放射線監視計画
- (2) 放射線監視結果の評価結果
- (3) 放射性廃棄物の環境放出の検討結果
- (4) 環境監視に関する調査結果

(諸調査への協力)

第19条 丙は、甲又は乙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(細 則)

第20条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協 議)

第21条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事 ○○○○

乙 所在市町村長 ○○○○

丙 原子力事業者

代表者 ○○○○

Ⅲ 管理の目標値一覧

Ⅲ 管理の目標値一覧

1. 東 海 地 区

1 - 1 気体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備 考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	J R R - 2 排 気 筒	³ H	$3.1 \times 10^{-3} *$	$3.8 \times 10^{11} *$	$1.5 \times 10^{12} *$	*原子炉本体及び原子炉建屋の解体期間における放出量であり、原子炉本体の維持期間における3ヶ月間平均濃度、3ヶ月間放出量、年間放出量は、各々、 5.0×10^{-4} Bq/cm ³ 、 6.0×10^{10} Bq、 2.4×10^{11} Bq とする。
	J R R - 3 排 気 筒	⁴¹ Ar	6.0×10^{-2}	1.8×10^{13}	6.2×10^{13}	
		³ H	6.0×10^{-3}	1.8×10^{12}	7.4×10^{12}	
	J R R - 4 排 気 筒	⁴¹ Ar	1.1×10^{-2} 以下	3.2×10^{11}	9.6×10^{11}	3ヶ月間平均濃度は検出限界値
	N S R R 排 気 筒	希ガス	1.9×10^{-1}	2.2×10^{13}	4.4×10^{13}	主な核種 (⁴¹ Ar, ¹³⁵ Xe)
		¹³¹ I	2.2×10^{-5}	2.4×10^9	4.8×10^9	
	燃料試験施設 排 気 筒	希ガス	7.8×10^{-2}	1.4×10^{13}	2.8×10^{13}	主な核種 (⁸⁵ Kr)
		¹³¹ I	3.7×10^{-7}	6.7×10^7	1.3×10^8	
	N U C E F 排 気 筒	希ガス	7.4×10^{-2}	4.0×10^{13}	8.1×10^{13}	主な核種 (⁸⁹ Kr, ¹³⁸ Xe)
		¹³¹ I	1.5×10^{-5}	7.5×10^9	1.5×10^{10}	
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	プルトニウム燃料 第1, 第2開発施設 プルトニウム廃棄物 処理開発施設 プルトニウム 燃料第3開発施設 プルトニウム 燃料加工施設 排 気 筒	Pu	1.9×10^{-8}	1.0×10^7	4.0×10^7	主な核種 (²³⁹ Pu, ²⁴¹ Pu)
		Pu	1×10^{-9}	1.9×10^6	7.4×10^6	全αで測定する場合の3ヶ月間平均濃度は 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ とする。

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	再処理工場 第1廃棄物処理施設 第2廃棄物処理施設 第3廃棄物処理施設	⁸⁵ Kr	4.1×10	2.7×10 ¹⁶	8.9×10 ¹⁶	1日当たりの最大放出量 2.96×10 ¹⁴ Bq(ただし 1時間当たりの最大放出量 2.22×10 ¹⁴ Bq)とする。
		³ H	2.4×10 ⁻¹	1.7×10 ¹⁴	5.6×10 ¹⁴	
		¹⁴ C	2.3×10 ⁻³	1.5×10 ¹²	5.1×10 ¹²	
		¹³¹ I	7.0×10 ⁻⁶	4.8×10 ⁹	1.6×10 ¹⁰	
		¹²⁹ I	7.8×10 ⁻⁷	5.2×10 ⁸	1.7×10 ⁹	
		希ガス	4.8×10 ⁻³	9.3×10 ¹¹	2.7×10 ¹²	主な核種 (⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)
日本原子力発電 株式会社 東海第二発電所	東海第二発電所 排気筒等	³ H	2.4×10 ⁻³	4.8×10 ¹¹	1.6×10 ¹²	
		¹³¹ I	2.2×10 ⁻⁶	4.4×10 ⁸	1.3×10 ⁹	
		全放射能	1.6×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁹	2.4×10 ⁹	1. 廃止措置期間中の放出量を 1.1×10 ¹⁰ Bq とする。 2. 核種 (⁶⁰ Co, ¹³⁷ Cs) 3. 不検出分は含まない。
株式会社 ジェー・シー・オー 東海事業所	東海第二発電所 排気筒	希ガス	2.7×10 ⁻¹	4.6×10 ¹⁴	9.3×10 ¹⁴	主な核種 (⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)
		¹³¹ I	1.7×10 ⁻⁵	3.0×10 ¹⁰	5.9×10 ¹⁰	
		U	1.5×10 ⁻⁹	3.5×10 ⁵	1.4×10 ⁶	
		U	〃	7.5×10 ⁵	3.0×10 ⁶	
住友金属鉱山株式会社 材料事業本部材料第二事業部 健康・環境施設センター	第1管理棟 第2管理棟 第3管理棟	U	〃	8.3×10 ⁴	3.3×10 ⁵	
		U	5.6×10 ⁻⁹	8.6×10 ⁵	3.3×10 ⁶	
		U	1.5×10 ⁻⁹	3.7×10 ⁵	1.5×10 ⁶	
三菱原子燃料株式会社	技術センター 排気筒	U	1.5×10 ⁻⁹	4.6×10 ⁵	1.8×10 ⁶	
		U	1.5×10 ⁻⁹	4.6×10 ⁵	1.8×10 ⁶	

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考
積水メディカル株式会社 薬物動態研究所	集合排気筒	³ H	7.4×10^{-4}	1.2×10^{10}	4.1×10^{10}	
		¹⁴ C	1.6×10^{-4}	6.1×10^9	2.0×10^{10}	
	第4棟 排気筒	³ H	7.4×10^{-4}	1.2×10^{10}	4.1×10^{10}	
		¹⁴ C	1.6×10^{-4}	1.1×10^{10}	3.8×10^{10}	
国立大学法人東京大学大学院工学系 研究科原子力専攻	高速中性子 炉排気筒	⁴¹ Ar	1.5×10^{-2}	1.9×10^{11}	7.4×10^{11}	
(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター	開発試験棟 排気筒	全放射能	3.0×10^{-9}	1.8×10^5	7.4×10^5	主な核種 (Pu, U)
	新分析棟 排気筒	全放射能	3.0×10^{-9}	1.2×10^5	4.7×10^5	主な核種 (Pu, U)
	加工工場 排気筒	U	1.5×10^{-9}	5.3×10^5	2.1×10^6	
原子燃料工業株式会社 東海事業所	HTR燃料製造 施設排気筒	U	1.5×10^{-9}	1.2×10^5	4.9×10^5	
ニュークリア・デベロッ プメント株式会社	RMP棟 排気筒	全放射能	1.1×10^{-9}	7.4×10^4	3.0×10^5	主な核種 (⁶⁰ Co)
	RC棟 排気筒	全放射能	1.1×10^{-9}	4.4×10^4	1.7×10^5	主な核種 (⁶⁰ Co)
		¹³¹ I	7.4×10^{-8}	2.7×10^6	1.1×10^7	
	U棟 排気筒	U	2.0×10^{-9}	6.5×10^4	2.6×10^5	
	F棟 排気筒	希ガス	4.8×10^{-3}	7.4×10^{11}	3.0×10^{12}	主な核種 (⁸⁵ Kr)
		¹³¹ I	4.1×10^{-8}	6.7×10^6	2.7×10^7	
A棟 排気口		U	1.5×10^{-9}	3.9×10^4	1.6×10^5	
		全放射能	1.0×10^{-9}	3.0×10^3	1.2×10^4	主な核種 (⁶⁰ Co)

1 - 2 液体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	第1排水溝	全放射能	3.7×10^{-3}	9.3×10^8	1.9×10^9	1. 全放射能の値は、 ³ H, ¹⁴ Cを除く。 2. 第1, 第2及び第3排水溝の全放射能の放出量の和は年間 1.8×10^{10} Bqとする。 3. 全放射能の核種が明らかな場合は、科学技術庁告示別表の排水中の濃度限度の1/10の値を3ヶ月間平均濃度とする。
	第2排水溝	全放射能	3.7×10^{-3}	5.6×10^9	1.1×10^{10}	
		³ H	6	1.2×10^{13}	2.5×10^{13}	
		¹⁴ C	2×10^{-1}	5.5×10^{10}	1.1×10^{11}	
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	第3排水溝	全放射能	3.7×10^{-3}	5.6×10^9	1.1×10^{10}	全βで測定する場合の3ヶ月間平均濃度は、 3.7×10^{-3} Bq/cm ³ とする。
	第1排水溝	U	1×10^{-2}	7.0×10^8	2.1×10^9	
		³ H	1.1×10	7.4×10^8	1.9×10^9	
	第2排水溝	U	1×10^{-2}	8.9×10^7	2.7×10^8	
		Pu	1×10^{-3}	8.9×10^7	2.7×10^8	
	再処理施設 海中放	全放射能	3.7	2.4×10^{11}	9.6×10^{11}	
日本原子力発電 株式会社 東海第二発電所 東海第二発電所	東海排水	³ H	2.5×10^4	4.7×10^{14}	1.9×10^{15}	³ Hを除く全β放射能である。 1.核種 (⁶⁰ Co, ¹³⁷ Cs, ¹⁵² Eu, ¹⁵⁴ Eu) 2.不検出分は含まない。 1. ³ Hを除いた値である。 2. 主な核種 (⁵⁴ Mn, ⁶⁰ Co)
		全放射能	3.7×10^{-3}	1.7×10^7	3.4×10^7	
	東海第二排水	全放射能	3.7×10^{-3}	1.9×10^{10}	3.7×10^{10}	
		U	8.0×10^{-3}	2.8×10^8	1.1×10^9	
株式会社 ジェー・シー・オー 東海事業所	専用排水管	U	8.0×10^{-3}	2.8×10^8	1.1×10^9	ウランの娘核種(Th)の3ヶ月間平均濃度は、 1.9×10^{-1} Bq/cm ³
住友金属鉱山株式会社 材料事業本部材料第三事業課・電線設備センター	屋外排水槽	U	8.0×10^{-3}	4.0×10^6	1.6×10^7	ウランの娘核種(Th)の3ヶ月間平均濃度は、 1.9×10^{-1} Bq/cm ³
三菱原子燃料株式会社	三菱排水管	U	8.0×10^{-3}	2.2×10^8	8.8×10^8	ウランの娘核種(Th)の3ヶ月間平均濃度は、 1.2×10^{-1} Bq/cm ³

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考
積水メデイカル株式会社 薬物動態研究所	専用排水管	³ H	2.0×10^1	4.0×10^{11}	8.0×10^{11}	
		¹⁴ C	2.0×10^0	1.3×10^{11}	2.6×10^{11}	
国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	東大排水溝	α 核種	1.0×10^{-3}	3.0×10^5	1.2×10^6	1. 各核種が混在するときは、それぞれの核種の協定値に対する割合の和を1以下とする。 2. β 核種は、トリチウムを除く。
		β 核種	3.0×10^{-2}	1.1×10^6	4.4×10^6	
(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター	機構東海原研 第1排水溝	全放射能	1.0×10^{-2}	7.5×10^5	3.0×10^6	主な核種 (U)
原子燃料工業株式会社 東海事業所	排水ポンド	U	8.0×10^{-3}	8.0×10^7	3.2×10^8	ウランの娘核種(Th)の3ヶ月間平均濃度は、 1.2×10^{-1} Bq/cm ³
ニュークリア・デベロップ メント株式会社	NDC排水管	全放射能	2.6×10^{-3}	8.5×10^5	3.4×10^6	主な核種 (⁶⁰ Co, ¹³⁷ Cs)
		U	8.0×10^{-3}	2.6×10^6	1.0×10^7	

2. 大洗地区 2-1 気体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃棄施設名		核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考	
独立行政法人 東北原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	J M T R 排気筒		希ガス	2.0×10 ⁻¹	4.3×10 ¹³	1.3×10 ¹⁴	主な核種 (⁴¹ Ar)	
	H T R 排気筒		希ガス	7.4×10 ⁻²	1.5×10 ¹³	3.7×10 ¹³	主な核種 (⁸⁸ Kr, ¹³⁸ Xe 等)	
			¹³¹ I	5.9×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁹	3.2×10 ⁹		
			³ H	1.8×10 ⁻²	3.7×10 ¹²	1.1×10 ¹³		
	高速実験炉 排気筒		希ガス	2×10 ⁻²	1.6×10 ¹⁴	4.4×10 ¹⁴	主な核種 (⁴¹ Ar, ⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)	
			¹³¹ I	7.7×10 ⁻⁷	2.3×10 ⁸	6.2×10 ⁸		
	F M F 排気筒		希ガス	2×10 ⁻²	5.57×10 ¹²	2.04×10 ¹³	主な核種 (⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)	
			¹³¹ I	9×10 ⁻⁸	1.89×10 ⁷	6.92×10 ⁷		
	国立大学法人 東北大学金属材料研究所 附属量子エネルギー材料 科学国際研究センター	その他の 施設 排気筒	AGF, MMF, MMF-2	希ガス	5.1×10 ⁻³	6.5×10 ¹¹	2.4×10 ¹²	主な核種 (⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)
				¹³¹ I	9.5×10 ⁻⁸	3.15×10 ⁷	1.15×10 ⁸	
ホットラボ 排気筒		廃棄物 管理施設	¹²⁹ I	1.6×10 ⁻⁷	2.2×10 ⁷	7.6×10 ⁷	OWTF共用開始から適用開始	
			全放射能	2.0×10 ⁻⁶	1.7×10 ⁸	5.6×10 ⁸	主な核種 (⁶⁰ Co, ⁵⁹ Fe)	
			全放射能	2.0×10 ⁻⁶	5.0×10 ⁶	1.6×10 ⁷	主な核種 (⁶⁰ Co, ⁵⁹ Fe)	
日本核燃料開発 株式会社	アークチノイド 元素実験棟		アクチ ノイド 核種	2×10 ⁻¹⁰	2.8×10 ⁴	1.1×10 ⁵	Th, U, Np, Am (²²⁷ Acを使用した時の平均濃度は 6×10 ⁻¹¹ Bq/cm ³ とする)	
	ホットラボ 排気筒		希ガス	5.2×10 ⁻³	8.1×10 ¹¹	3.3×10 ¹²	主な核種 (⁸⁵ Kr, ¹³³ Xe)	
			¹³¹ I	1.2×10 ⁻⁶	1.8×10 ⁸	7.4×10 ⁸		
日揮株式会社 技術研究所	第2研究棟 排気口		全放射能	8.1×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁸	4.1×10 ⁸	主な核種 (⁶⁰ Co)	

2-2 液体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃棄施設名	核種等	3ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	原子力機構大洗 排水溝(北地区) (廃棄物管理施設, H T T R 等)	全放射能	4×10^{-3}	1.1×10^9	2.2×10^9	1. 全放射能の値は ³ Hを除く。 2. 全放射能の核種が明らかな場合は、科学 技術庁告示別表の排水中の濃度限度の値の 1/10の値を3ヶ月間平均濃度の値とする。
		³ H	6	1.8×10^{12}	3.7×10^{12}	
	原子力機構大洗 排水溝(南地区) (常陽, F M F 等)	全放射能	3.7×10^{-3}	1.1×10^8	3.7×10^8	主な核種 (⁶⁰ Co, ¹³⁷ Cs)
東北大学金属材料研究所 附属量子エネルギー材料 科学国際研究センター	廃液貯槽 タ	独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターに処理を委託する。				
日本核燃料開発 株式会社	廃液貯槽 タ	独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターに処理を委託する。				

3. 那 珂 地 区

3 - 1 気体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃 棄 施 設 名	核 種 等	3 ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3 ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備 考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 那 珂 核 融 合 研 究 所	J T - 6 0 実験棟 排 気 筒	³ H	1.6×10^{-4}	3.7×10^{10}	5.5×10^{10}	
三菱原子燃料株式会社	燃料 加 工 試験棟 排 気 筒	U	1.5×10^{-9}	1.5×10^5	6.0×10^5	
	加 工 棟 排 気 筒	U	1.5×10^{-9}	1.9×10^5	7.8×10^5	
三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所	開 発 試 験 第 I 棟	U	2.7×10^{-9}	1.5×10^5	6.0×10^5	
	開 発 試 験 第 II 棟	U	2.7×10^{-9}	2.0×10^5	8.0×10^5	
	開 発 試 験 第 IV 棟	全放射能	4.9×10^{-7}	2.0×10^6	7.7×10^6	主な核種 (⁶⁰ Co)

3 - 2 液体廃棄物

研究所名又は事業所名	廃 棄 施 設 名	核 種 等	3 ヶ月間平均濃度 (Bq/cm ³)	3 ヶ月間放出量 (Bq)	年間放出量 (Bq)	備 考
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 那 珂 核 融 合 研 究 所	那珂核融合研究所 専用 排 水 管	³ H	6.0	3.7×10^7	7.4×10^7	
		全放射能	1.0×10^{-2}	3.7×10^6	7.4×10^6	³ H を除く全β放射能
三菱原子燃料株式会社	加工施設（東海地区）の排水ポンドへ移送する。					
三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所	開 発 試 験 第 I 棟 排 水 管	U	8.0×10^{-3}	7.2×10^6	2.9×10^7	ウランの娘核種(Th)の3ヶ月間平均濃度は、 1.2×10^{-1} Bq/cm ³
	開 発 試 験 第 II 棟 配 水 管	U	8.0×10^{-3}	6.0×10^6	2.4×10^7	